

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

平成 29 年度 公の施設の指定管理者監査
(平成 30 年 1 月 30 日公表)

所管課	観光課
指摘事項、指導事項又は意見	○観光課所管文化財に係る管理について ・観光課所管文化財の今後の活用方策及び管理所管の見直し等の検討
措置内容	所管文化財の活用については貸与可能としているが、指定管理者及び関係機関と協議したところ、今のところは他施設での展示企画ニーズはない状況にある。今後も、引き続き関係機関等と活用に向けて検討していく。 また、文化財の保管・管理については、老朽化が進み展示できないものもあることから、順次整理を進めるとともに、今後、天守閣のリニューアルを予定しており、その際にも保管文化財の維持・整理について改めて検討したいと考えている。

令和元年度 財政援助団体監査
(令和 2 年 2 月 26 日公表)

所管課	観光課
指摘事項、指導事項又は意見	○会津若松市戊辰 150 周年記念事業実行委員会事務局組織及び運営について ・決裁権限を含めた意思決定のあり方 ・意思決定等の記録及び契約手続きにおける適切な事務処理 ・事務局内におけるチェック体制等
措置内容	当該実行委員会については、令和 2 年 6 月 30 日をもって解散したところであるが、ご指摘いただいた内容については、既存の実行委員会の運営においても改めて確認し、適切な事務執行に努めていく。 今後の実行委員会の設置にあたっては、市の決裁区分や事務要領などを参考・準用するとともに、予算規模の大きい事業については、実行委員会の事務要領を作成するなど、適切な意思決定の明確化と記録の徹底を図っていく。 人員を含めた体制については、今後も必要に応じて、人事当局への人員増の要望を行うとともに、課業務の整理を進めていく。

令和元年度 定期監査
(令和 2 年 3 月 27 日公表)

所管課	商工課
指摘事項、指導事項又は意見	○風評対策キャラバン隊活動業務委託について ・業務完了報告における当該業務と別途発注業務の履行状況の明確な区分 ・県緊急雇用創出基金事業の事業目的に沿った事業運営
措置内容	風評対策キャラバン隊活動業務委託の実施における別途発注業務との区分については、事業実施前や定期的な指導及び確認を行っているほか、報告の際には明確に区分できるような証憑書類の作成を指導しているところである。 また、当該事業の運営については、県緊急雇用創出基金事業補助金により実施していることを念頭におき、県への確認事項を受注者と共有するとともに、証憑書類の確認により、費用の重複計上や対象外経費の計上がないように十分に注意している。 今後も事業運営に際しては、格段の注意をもって実施していく。

令和元年度 定期監査
(令和元年 7 月 26 日公表)

所管課	下水道課
指摘事項、 指導事項又は 意見	○公共下水道管理設工事(枝線)第5工区に係る下水道管の埋設位置について ・下水道管理設計画時の市有地・民有地の確認の徹底等
措置内容	下水道管の埋設位置については、各監督員が設計業務委託時に、委託業者に対して、公図と現場の照合の徹底や平面図と公図の重ね図の作成を指示するなど、計画時に市有地・民有地の確認を徹底している。 また設計図書の作成時には、現地の事前確認を実施し再発防止に努めている。

令和元年度 定期監査
(令和元年 12 月 26 日公表)

所管課	水道部施設課
指摘事項、 指導事項又は 意見	○老朽管更新事業配水管路測量設計(その2)業務委託における既設水道管の破損事故について ・現場における明確な指示及び再委託業者の履行状況確認に係る指導等
措置内容	指摘内容に対する措置については本年度に発注した業務委託より実施しているところである。具体的には下記の内容の措置を行っている。 (1)業務委託の現場着手前には必ず受注者と合同現場踏査を実施する。 (2)合同現場踏査の際は現地のマーキングを行い、埋設状況がわかるように現地に記す。 (3)再下請者を配置する場合、その者との事前打ち合わせと現地踏査を実施する。 (4)再下請者を配置する場合、受注者と再下請者との連絡体制方法や現場組織図など各種計画書へ記載する。